

2010年3月17日
郵便事業株式会社

転居届の受付等に関わる変更のお知らせ

郵便事業株式会社(東京都千代田区、代表取締役社長 鍋倉眞一)は、昨今、「虚偽の転居届による郵便物及び荷物の詐取事件」が発生していることから、平成22年(2010年)4月1日より、転居届の事実確認強化のため、次のとおり確認方法を変更します。

1 旧住所への確認書の投函

弊社社員が現地への訪問により転居の事実確認ができなかった場合、旧住所に「確認書」を投函することがあります。確認書を投函した日の翌日から起算して3日以内に連絡がない場合、郵便物及び荷物の転送を開始します。

なお、お心当たりのない「確認書」が届いたお客さまは、「確認書」に記載されている弊社支店のお問い合わせ先に至急ご連絡ください。

2 窓口受付での旧住所確認

窓口へ転居届提出者の本人確認資料と転居者の旧住所が確認できる資料*をお持ちください。お持ちいただければ、「確認書」の投函はいたしません。

なお、転居届提出者の本人確認資料及び転居者の旧住所が確認できる資料をお持ちいただけない場合は、上記1による確認をさせていただく場合があります。

※ 「各種健康保険証」、「パスポート」、「住民基本台帳カード」等、官公庁が発行した旧住所の記載がある確認資料の原本

3 その他

インターネットからも転居届のお手続きができます(海外からのお手続きはできません。)。ゆうびんホームページの <http://www.post.japanpost.jp/service/tenkyo/index.html> にアクセスいただき、画面の指示に従って必要事項をご入力ください。

なお、インターネットでのお手続きには、提出者の携帯電話番号(固定電話、IP電話及びPHSではお手続きできません。)が必要となります。

以上